

平成29年度早島町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障がい者支援施設
（就労移行支援，就労継続支援，生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用推進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※）重度障がい者多数雇用事業所の要件（①～③の全てを満たすこと。）

- ① 障がい者の雇用者数が5人以上
- ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者，知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

ア 農作物

イ 加工食品

ウ 繊維・皮革製品

エ 木工製品

オ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

ア 印刷

イ リサイクル事業

ウ クリーニング

エ リネンサプライ

オ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

(1) 調整担当部署は、年度毎に前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案のうえ、障がい者就労施設等からの調達の目標を決定し、町ホームページ等により公表する。

(2) 各所属は、障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするため、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、町財務規則など関連規程に従い、随意契約方式を活用しながら、障がい者就労施設等からの調達の推進に努めるものとする。

(3) 各所属は、障がい者就労施設等に対し調達を行うときは、可能な範囲内で、障がい者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努めるものとする。

(4) 調整担当部署は、本方針及び町内の障がい者就労施設等の情報を庁内に周知し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図る。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定又は見直ししたときは、町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 調達目標

平成29年度の調達目標額は、平成28年度に障がい者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

9 調整担当部署

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ等に関する事務は、総務課および健康福祉課が行う。

10 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

11 施行日

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。